

建管第972-1号
令和8年8月6日

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

改正行政書士法を踏まえた適切な窓口対応について（通知）

日頃、当県の建設業許可におきまして、行政書士の皆様には申請代理人として調整役を務めていただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、当課では、法令遵守及び非行政書士行為防止のため、建設業担当窓口における身分証明書の確認を検討しております。

つきましては、下記のとおり行政書士の皆様には行政書士証票等の確認を行いますので、貴会会員への周知に御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 運用開始日 令和8年11月2日（月）～
- 2 対象手続 建設業許可申請、変更届、決算変更届、廃業届及び認可申請
- 3 提示物 行政書士証票、補助者証又はデジタル資格者証
- 4 提示方法 書類の提出と同時に証票等を自主的に提示してください。
- 5 その他 行政書士証票等の自主的な提示は運用開始日を待つことなく取り組み、習慣づけていただければ幸いです。

担当 建設業担当 三角
電話 048-830-5176
メール a5190-08@pref.saitama.lg.jp